

これまで、明治廿三年四月『神様一条御嘶之写』(第式百四拾八号 吉岡辰蔵)を翻刻してきたが、『おさしづ』本文との異同もしばしば見受けられた。その点については、『おさしづ』に記されたもの(正文)に、異議を申し立てるものでなく、かえって、正文との異同は、そうした写本の不確かさが際立っていることを明らかにするものである。

もう一点は、正文との異同とともに、中にそれぞれの割書の相違が見られることである。周知のように、現在の改修版『おさしづ』が編纂されるにあたって、改めて、意味をとりやすくするために、本文を漢字混じりに、整えられたということである。つまり、改修版『おさしづ』凡例に次のように記されている。

凡例

教祖八十年祭を迎えるにあたり、先に、教祖五十年祭、立教百年祭にあたって出版した八巻本のおさしづを漢字混りに整頓し、漢字にはルビを付けた。

また、割書については、とくに凡例で触れられていないが、改修版編纂にあたって、割書も整理されて記されているようである。つまり、最初に公刊された八巻本が、教祖八十年祭の改修版において、その割書も整えられたとみられる。もちろん、最初の八巻本は、本部に所蔵されている原本に忠実に記されている。ところが、各地で所蔵されている「おさしづ」写しの割書を見ていくとき、必ずしも八巻本と同じではない。それは、これらの写しが原本を写したのかどうか、という点において、そこに考えるべき事柄があるといえよう。

親神の言葉としての『おさしづ』は、口述筆記されたものである。つまり神の言葉を筆記するには、聞き違いのないよう、誤りなきよう、できるだけ完璧が期されなければならない。そのため、記者が常時3人控えて、その任にあっていた。そのため、結果としていくつかの筆写されたものができる。そして、そのあと、3人の方々が互いに意見を交わし、正確なところを清書された。これが『おさしづ』の原本となる。

すると、そこに下書き的なものが残される。それが一部、何らかのかたちで流布していったのではないかと考えられる。ある方がそうしたものを、そのまま所持していたか、あるいはそれを写していた、ということが伝えられている。それをまた、熱心な信者が写して伝わっていったのであろう。そしてそこへ自らに直接関わる「おさしづ」の書き下げを、写して書き加えたようである。その一つが、どういう経路かは明らかでないが、この『神様一条御嘶之写』である。

そこで、こうした写しの割書と八巻本、改修版の割書とを比較して、そのときの様子がほのかにでも感じられれば、との思いで少しならべてみたい。ここで扱う写しは、同じく近愛分教会に所蔵されていたものである。それは、もともと、綴じられたものであったが、どういう理由であるかは判然としないが、ばらばらになって段ボールの箱に保管されていた。したがって、いつごろ筆写されたものかは不明であるが、『神様一条御嘶之写』よりは、新しく、時代的に下がるといえよう。しかも筆者も判然としない。なお、この段ボールに保管されてあった「おさしづ」写しの全貌は、今のところ把握できていない。上から順に100件ほどのものに、目を通しただけである。その意味で、ここでの記事は、狭いものであることを、お断りしておく。

紹介するにあたり、(a) 写し (b) 八巻本 (c) 改修版、とする。ここで取り上げる意図は、割書の違いを確かめるためであり、その他の意図は一切ない。いくつかの例をあげてみよう。

[A]

- (a) 明治三拾八年六月廿七日 山澤為蔵様居宅建ニ付地所前御指図より 東北の方と仰せ被下仍て御願
- (b) 明治三十八年六月二十七日 山澤為造居宅建築に付地所前の御指図により東北の方 仰せ下され仍て願
- (c) 明治三十八年六月二十七日 山澤為造居宅建築に付、地所前のおさしづにより東北の方仰せ下され、よって願
- (a) 桁行四間半梁行三間半両庇東へヲロシ一間半東へ庇両便所井戸一ヶ所西北へ古屋東北の方へ建る事御許し御願
- (b) 桁行四間半梁行三間半両庇東へおろし一間半に四間半桁行四間半に梁行三間半東へ庇両便所ニヶ所 井戸一ヶ所西北へ古家東北の方へ建る事願
- (c) 桁行四間半梁行三間半両庇東へ下ろし一間半に四間半桁行四間半に梁行三間半東へ庇両便所二箇所井戸一箇所西北へ古家東北の方へ建てる事願

[B]

- (a) 明治三十九年一月二拾八日 節会の事に関し村方の扱ひ方以前ハ午前十時より男女子供に十二時より棟役招待致し昨年は時局の為鏡餅料として金十七円酒一樽遣し当年より改めて棟役一人限りに致してと相談有舛が如何と事にして宜敷や御願
- (b) 明治三十九年一月二十八日 節会の件に付願(村方の扱ひ方以前は午前十時より男女子供に十二時より棟役招待致し昨年は時局の為鏡餅料として金拾五円酒一樽遣し当年より改めて棟役一人限りに致してと相談ありますが如何にして宜敷哉願
- (c) 明治三十九年一月二十八日 節会の件に付願(村方の扱ひ方、以前は午前十時より男女子供に十二時より棟役招待致し、昨年は時局のため鏡餅料として金十五円酒一樽遣わし、当年より改めて棟役一人限りに致してと相談ありますが、いかにして宜しきや願

[C]

- (a) 明治三拾九年五月八日 山澤井井の両名御本席様へ席願の時台所に於テ 敷島分教会長山田伊八郎孫身上願御運ひ被下かと申上候や否や
- (c) 明治三十九年五月八日朝 敷島分教会長山田伊八郎孫身上願(御運び下されるか申し上げしに付)
- (c) 明治三十九年五月八日朝 敷島分教会長山田伊八郎孫身上願(御運び下されるか申し上げしに付)

[D]

- (a) 明治三拾九年六月一日 平野植蔵身上はらいたニ付御願
- (b) 明治三十九年六月一日 平野植蔵昨夜三時より俄かに腹痛に付願
- (c) 明治三十九年六月一日平野植蔵昨夜三時より俄に腹痛に付願 今、とりあえず任意でA～Dの4件の例を挙げたが、(b) (c)にそれほどの異同はみられない。ただ(a)は、若干の相違がある。とくに、C-aをみると、その時の様子が記されていることから、より状況の把握が容易になるといえるだろう。